

財政学

講義ノート20

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科・政策大学院

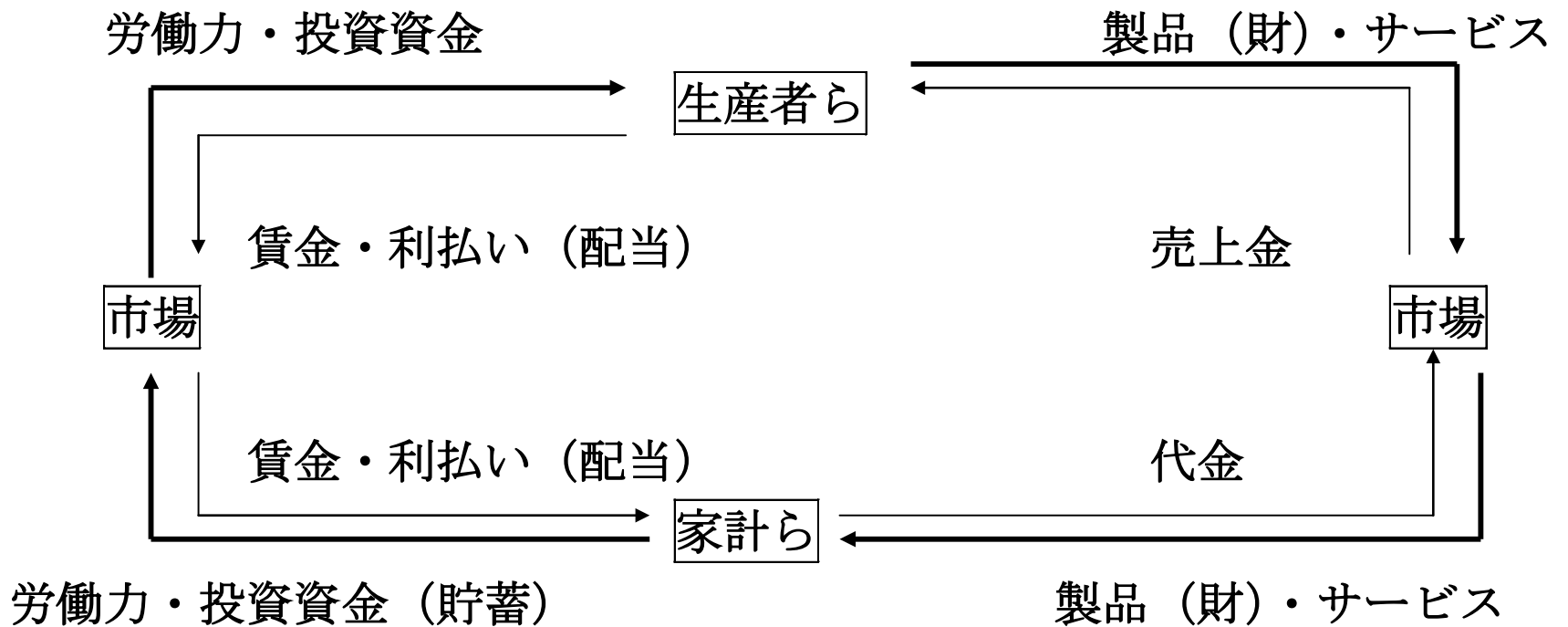
1

課税帰着の一般均衡分析

帰着の決定要因

部分均衡分析	<ul style="list-style-type: none">▶ 価格弾力性⇒ 弾力性の相対的に低い(高い)方に税負担が多く(少なく)帰着
一般均衡分析	<ul style="list-style-type: none">▶ 生産技術<ul style="list-style-type: none">－ 生産要素(労働・資本)間の代替可能性⇒ 要素需要の弾力性に影響－ 生産要素の集約度▶ 財・サービス間の代替可能性<ul style="list-style-type: none">⇒ 需要の価格弾力性に影響

経済循環図



例: 税負担の帰着の一般均衡

奢侈品への物品税



生産者価格の減少・生産水準の減少



生産に投入する労働など生産要素への需要減

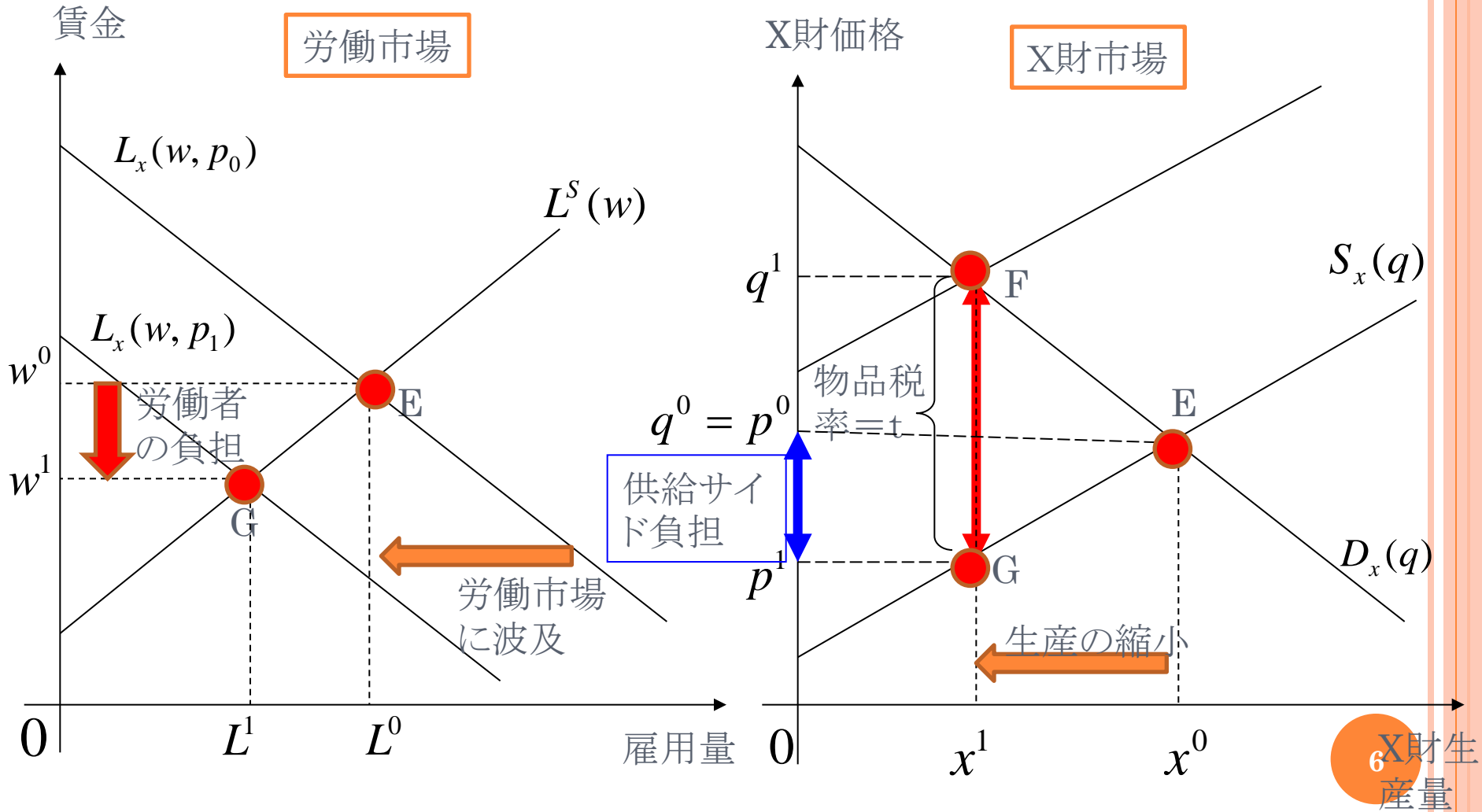


雇用の減少・賃金率の低下



労働者の負担

課税の一般均衡



法人税の帰着(?)

	課税ベース
通念	利潤=レント $\pi = pF(K, L) - wL - rK$
実際	企業所得(資本所得) $\pi + rK = pF(K, L) - wL$



法人税=企業の投資に対する課税

「部分要素税」としての法人税

要素税	<ul style="list-style-type: none">・インプットとしての資本(=設備投資)への課税— 労働所得税も要素税(労働はインプット)
部分的	<ul style="list-style-type: none">・「法人部門」の資本のみに対する課税・非法人部門(自営業者等)の投資には法人税は課せられない

法人課税の論点

- 法人税の負担 ⇒ 転嫁＝誰が経済的に負担？
- 法人課税の経済効果⇒企業の投資・雇用を阻害？
- 経済学者のコンセンサスと世論の認識のギャップ：
例：法人税・社会保険料の労使折半、法人企業への応益課税
 - ⇒ 経済的帰結・帰着について経済学者の間で(少なくとも一定の)合意があっても、世論を納得させ、政治的合意を形成するに至っていない
 - ⇒ 世間は「合理的」経済主体ではない？経済学者はBad Teacher?

国内立地企業の利潤最大化

$$\text{Max}_{\{L,K\}} pF(K, L) - wL - (\rho + \tau)K$$

法人課税

資本の使用
者費用

$$pF_K(K^*, L^*) = \rho + \tau = r$$

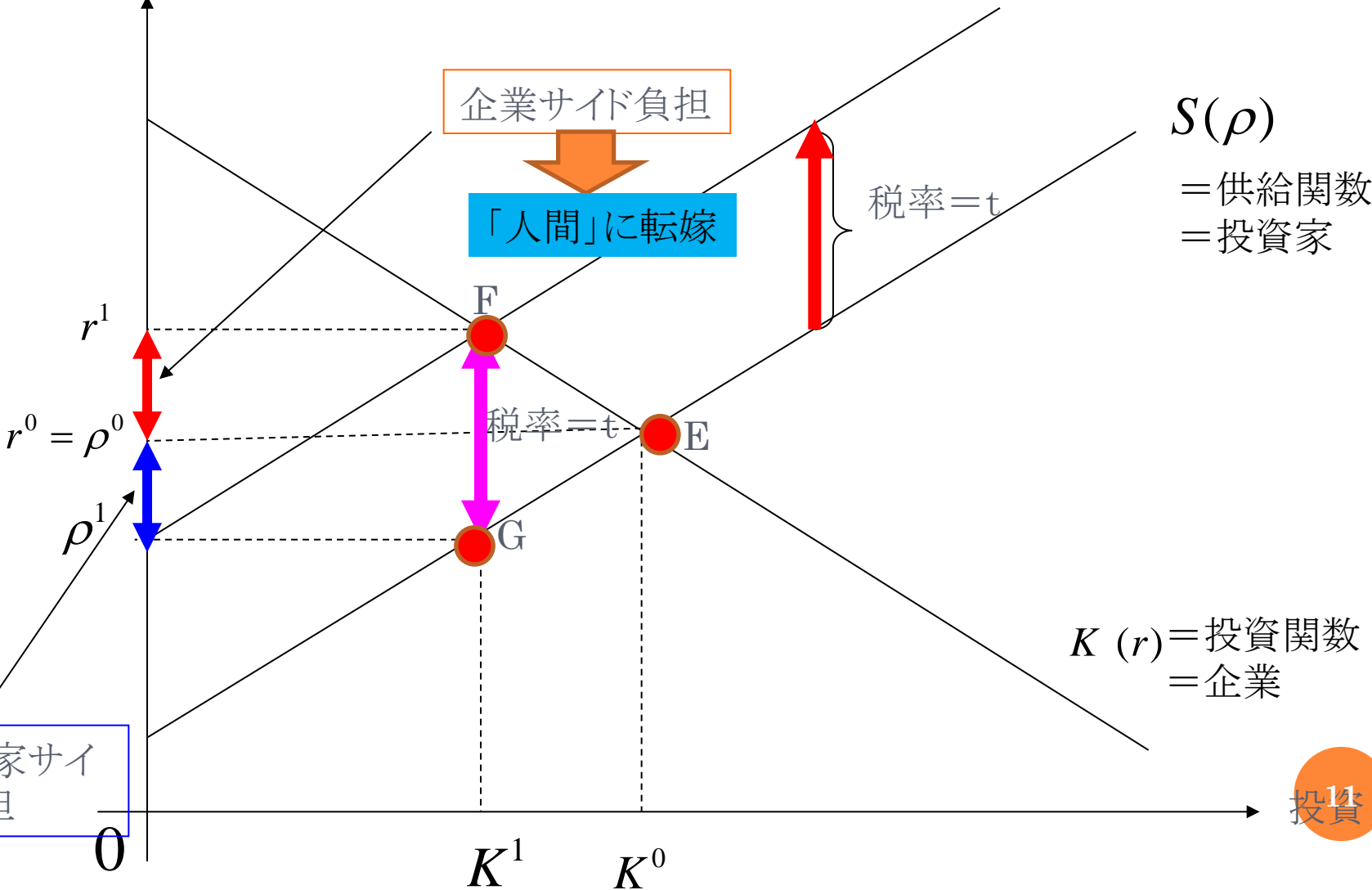
$$pF_L(K^*, L^*) = w$$

労働需要に
も影響

- (海外を含む) 投資家に最低限保証すべき収益率
- 当該企業が外国で得られる収益
= 国内投資の機会コスト

法人税の帰着

法人企業
投資収益率



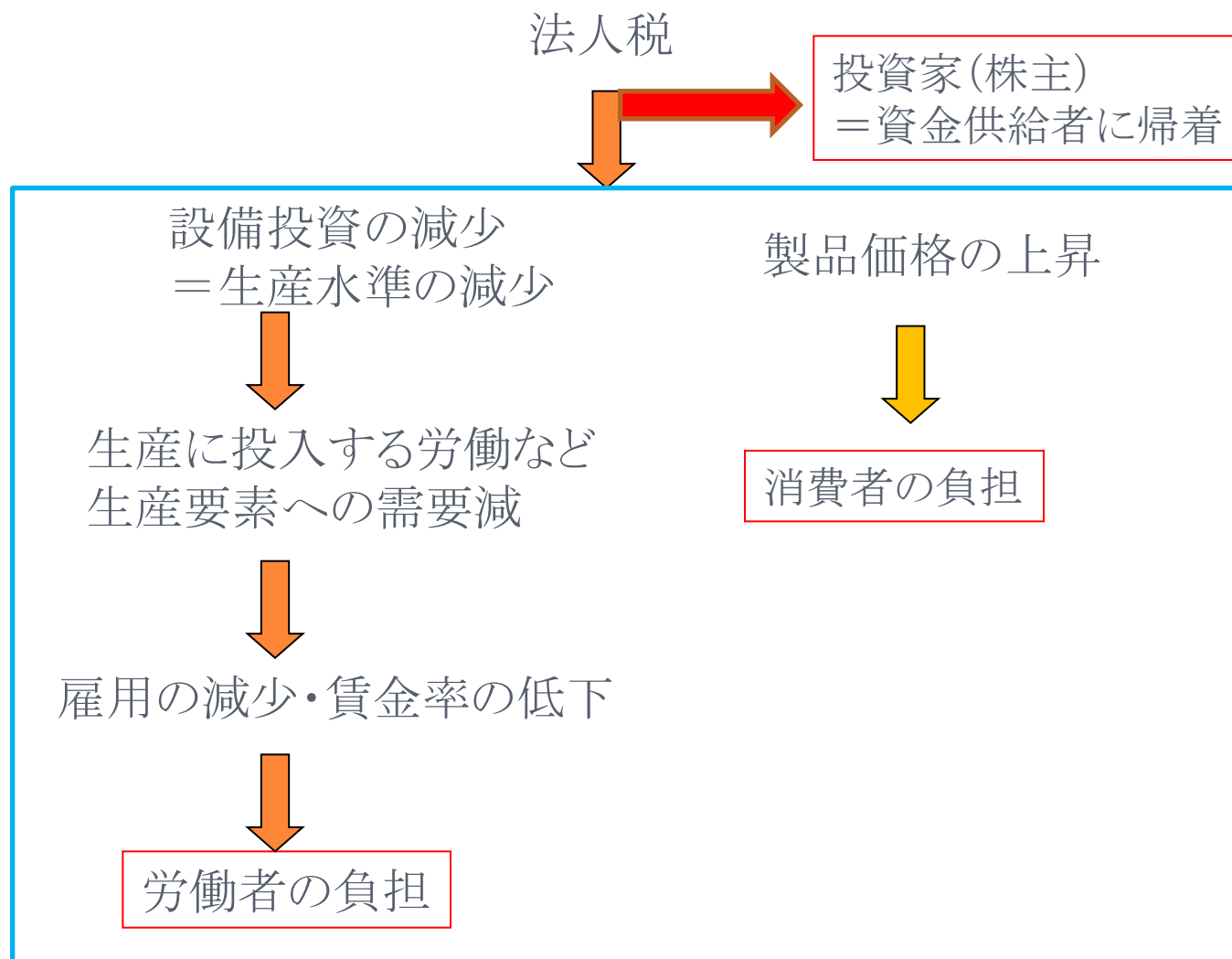
法人税と経済主体

	経済主体	ステイクホルダー	帰着パターン
需要サイド	企業 =組織	経営者	報酬の低下
		労働者	賃金・雇用の低下
		消費者	製品価格の上昇
供給サイド	投資家	株主	配当(収益率)の低下

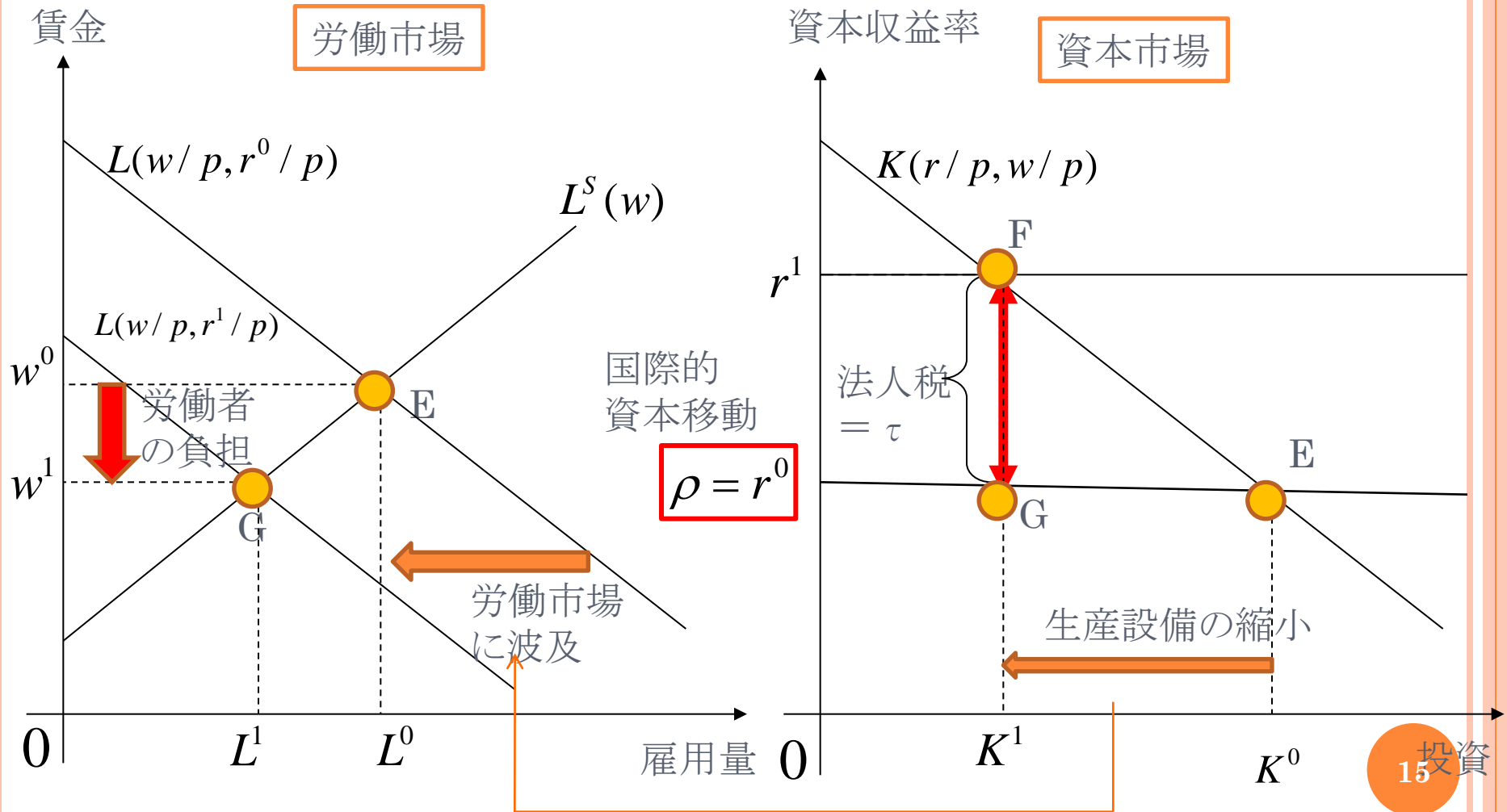
法人課税の「一般均衡効果」

- 「風吹けば桶屋が儲かる」
- ある財貨・部門への課税が他の市場に対して波及効果を及ぼす
- 法人課税＝直接的には法人部門で需要される投資からの収益(＝配当＋内部留保)に対する課税
 - ⇒ 法人企業製品市場、非法人企業製品、労働市場、非法人部門を含む資本市場まで波及
 - ⇒ 消費者、労働者、(非法人部門を含む)資本家に影響
- 留意：法人課税＝法人企業の資本コストに影響

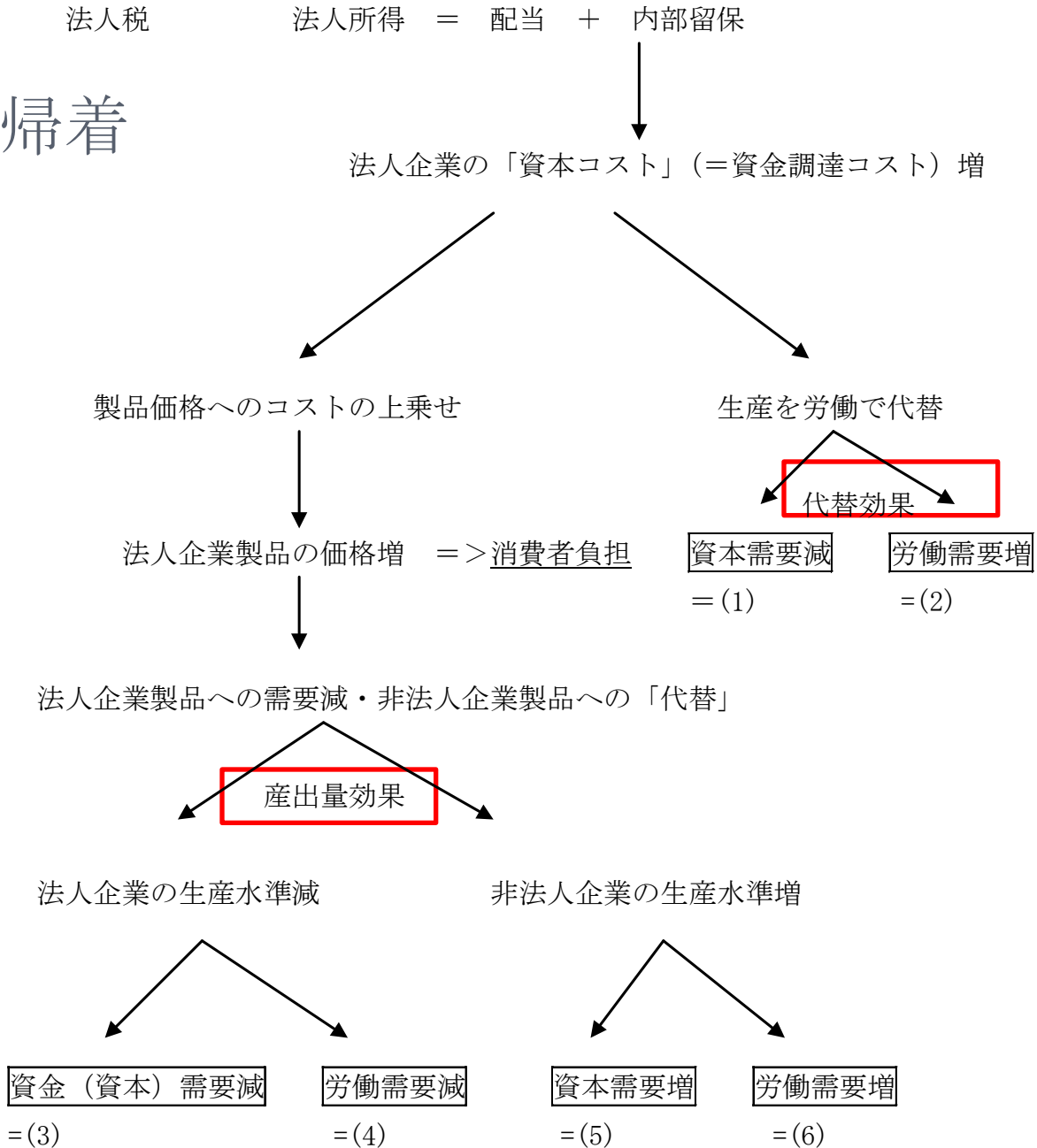
法人税負担の帰着の一般均衡



法人課税の一般均衡



法人税の帰着

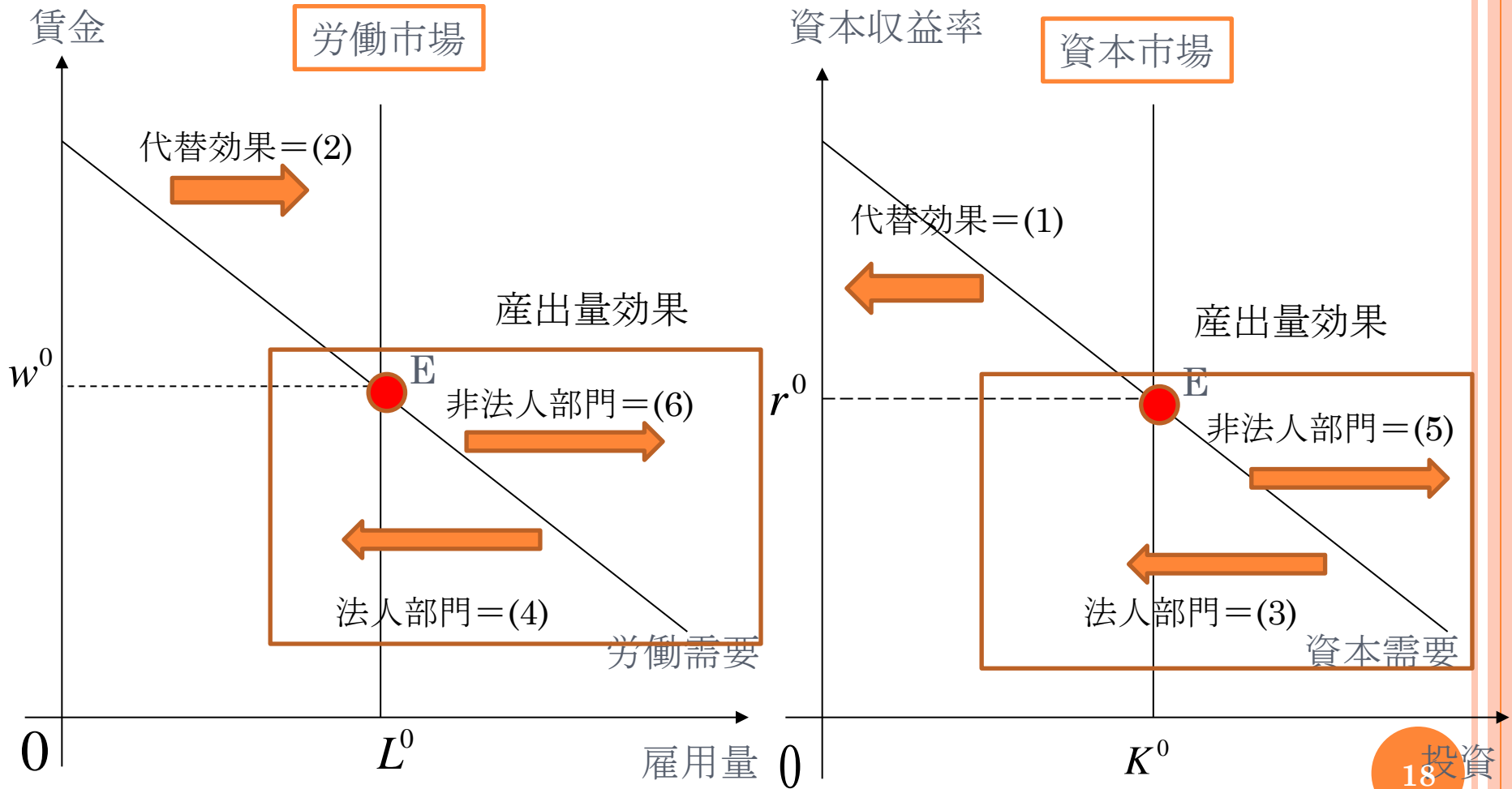


法人税の帰着(その2)

表2. 4 : 法人課税の波及効果

	変化	負担の帰着
財市場	法人企業製品価格の上昇	消費者の負担
労働市場	労働需要の変化 = (2) + [(4)+(6)] = 代替効果 (-) + 産出量効果 (?)	< 0 ならば労働者の負担
資本市場	資本需要の変化 = (1) + [(3)+(5)] = 代替効果 (-) + 産出量効果 (?)	< 0 ならば投資家の負担

法人課税の一般均衡



法人税の帰着(その3)

- 法人企業の製品価格の上昇(=消費者への帰着)の程度は、同製品に対する需要の価格弾力性(より厳密には、他の財貨との「代替」の容易さ)に依存。

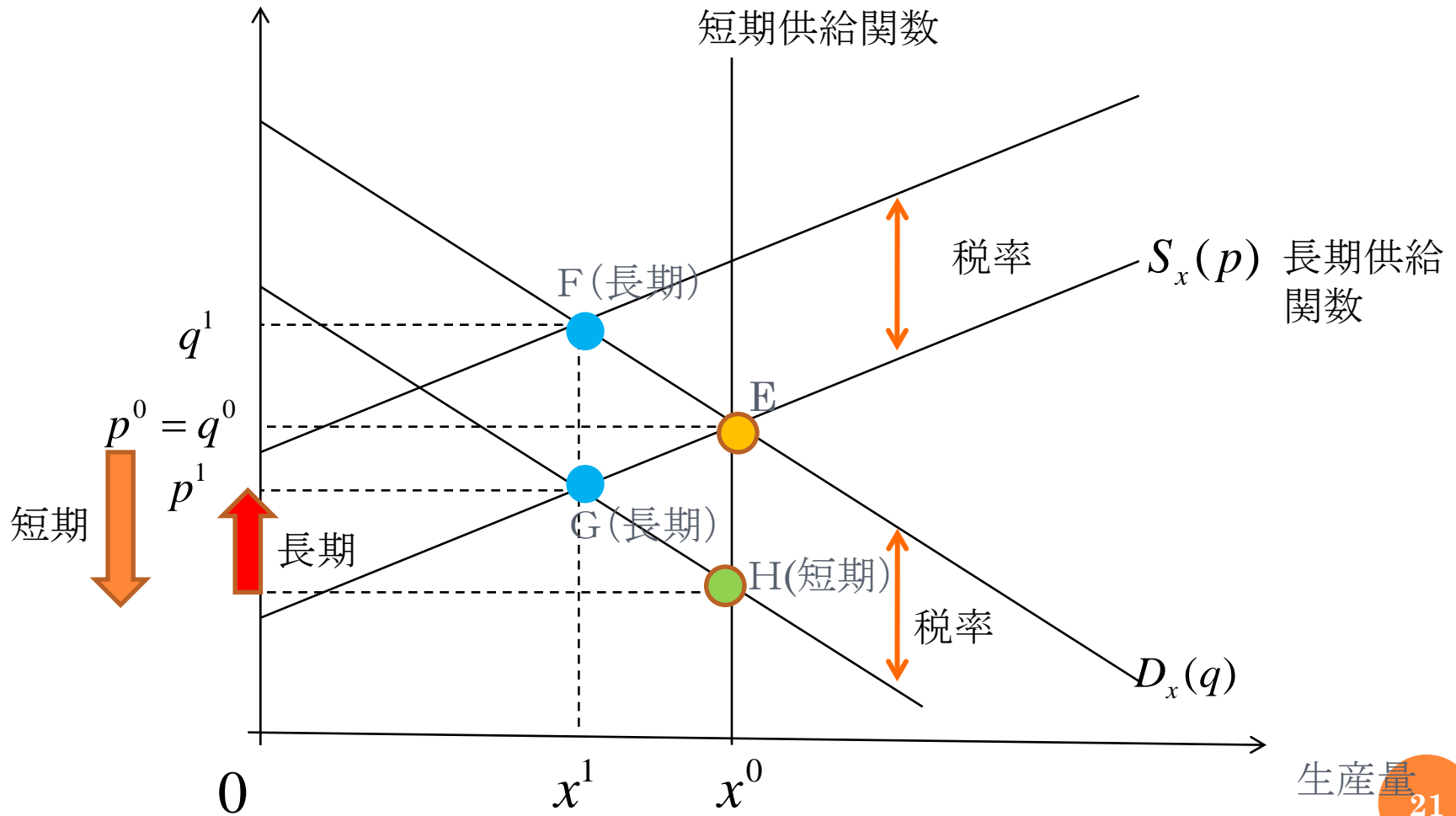
⇒価格弾力性が高いほど、消費者への帰着の程度は低い

- 「産出量効果」(労働需要変化=[(4)+(6)];資本需要変化=[(3)+(5)])は、法人企業が非法人企業に比べて、資本(機械設備)を労働に比して多く需要している(=「資本集約的」)か、労働を資本に比して多く需要しているか(=「労働集約的」)に依存する。
- 法人税負担の帰着(消費者、労働者、投資家の誰がどれだけ多く負担するか)は、製品需要の価格弾力性、資本と労働への需要の価格弾力性、生産技術(資本集約的か、労働集約的か)に依存しており、確定的ではないが、帰着のパターンは単純(=企業が負担する)ではない。

二つのアプローチ

	資本供給	着目点
静学モデル	一定	法人課税等が他部門に及ぼす効果 ➤産出量効果 ➤代替効果
動学モデル	可變的	法人課税等が時間を通じて経済成長(資本蓄積)に及ぼす効果

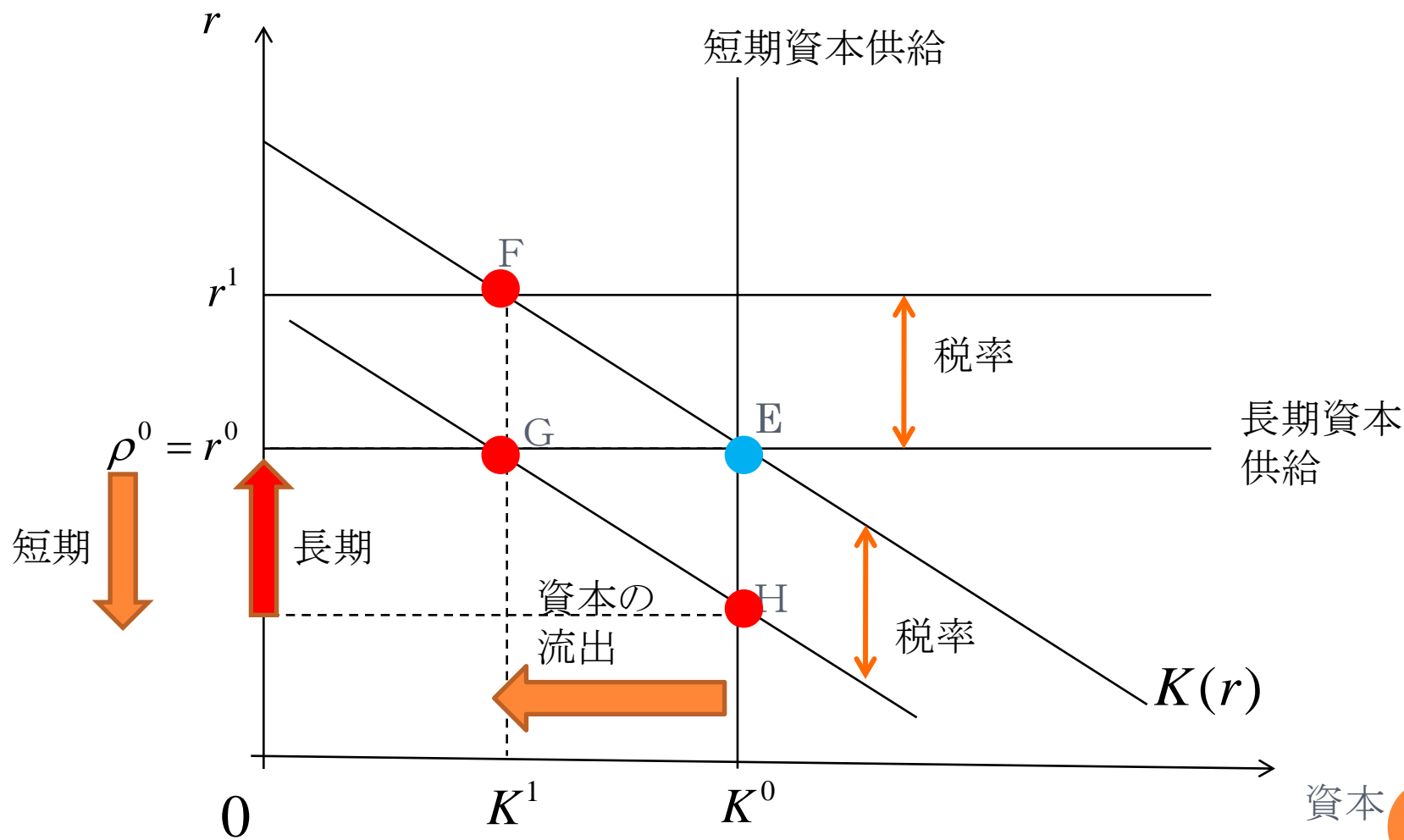
税の帰着 (短期と長期)



短期と長期

	均衡	帰着	例
短期	$E \Rightarrow H$	全て供給者に 帰着	企業数は一定
長期	$H \Rightarrow G$	一部需要者に 転嫁	新規の参入等あり

法人税の帰着 (短期と長期)



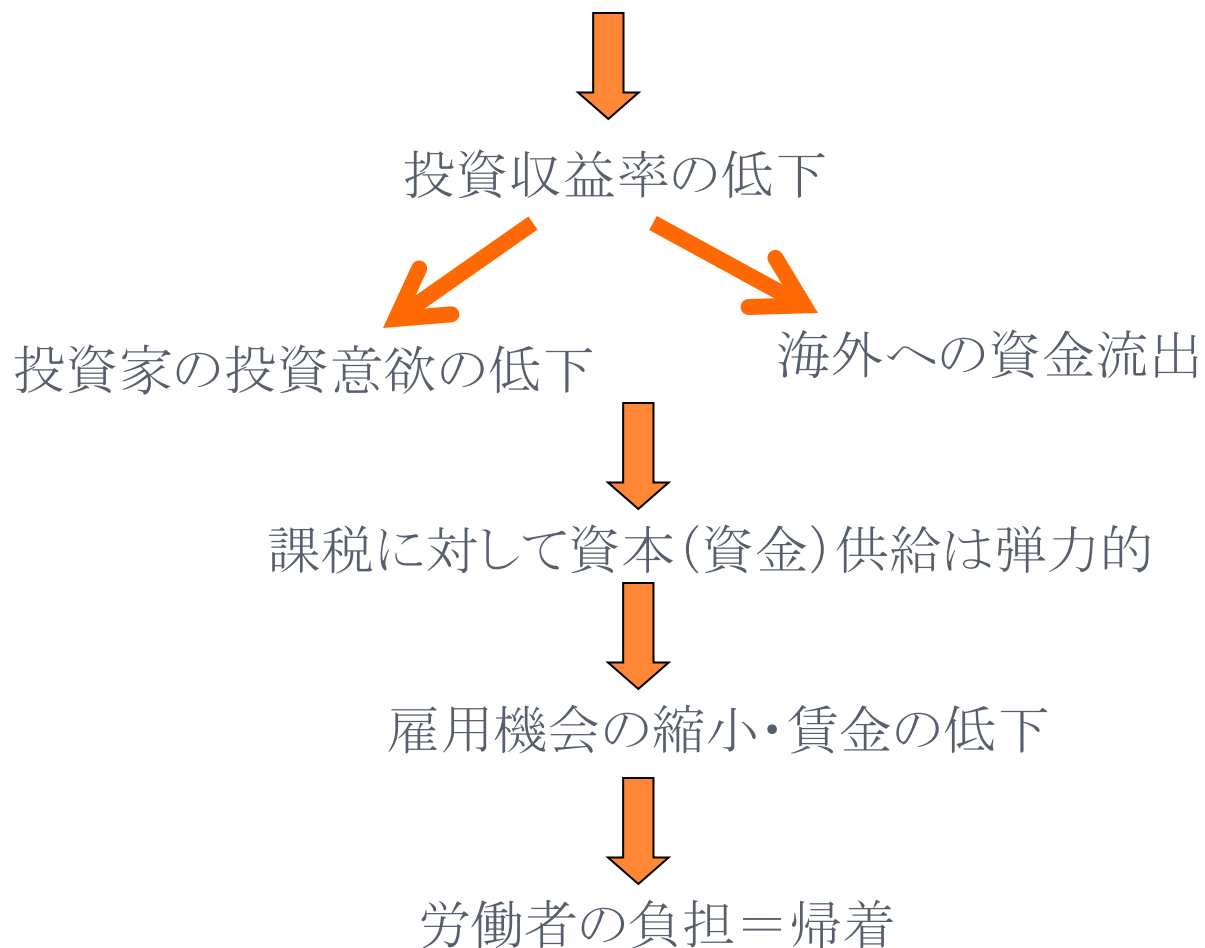
短期と長期

	均衡	帰着
短期	$E \Rightarrow H$	全て株主(投資家) に帰着
長期	$H \Rightarrow G$	需要者(法人企業) サイドに帰着 \Rightarrow労働者等に転嫁

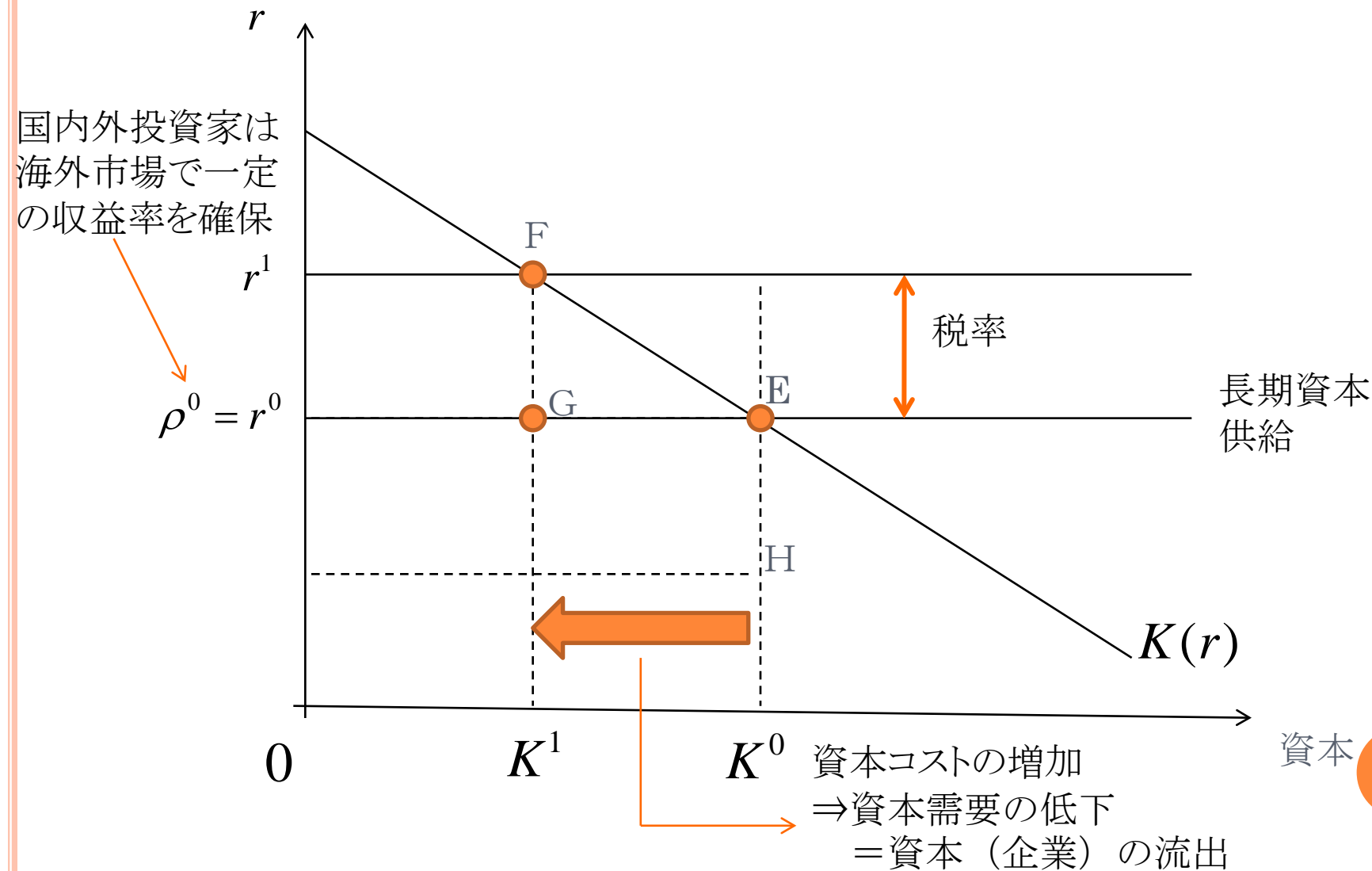
ただし、内部留保資金の場合、投資家＝法人企業

法人税の長期的効果

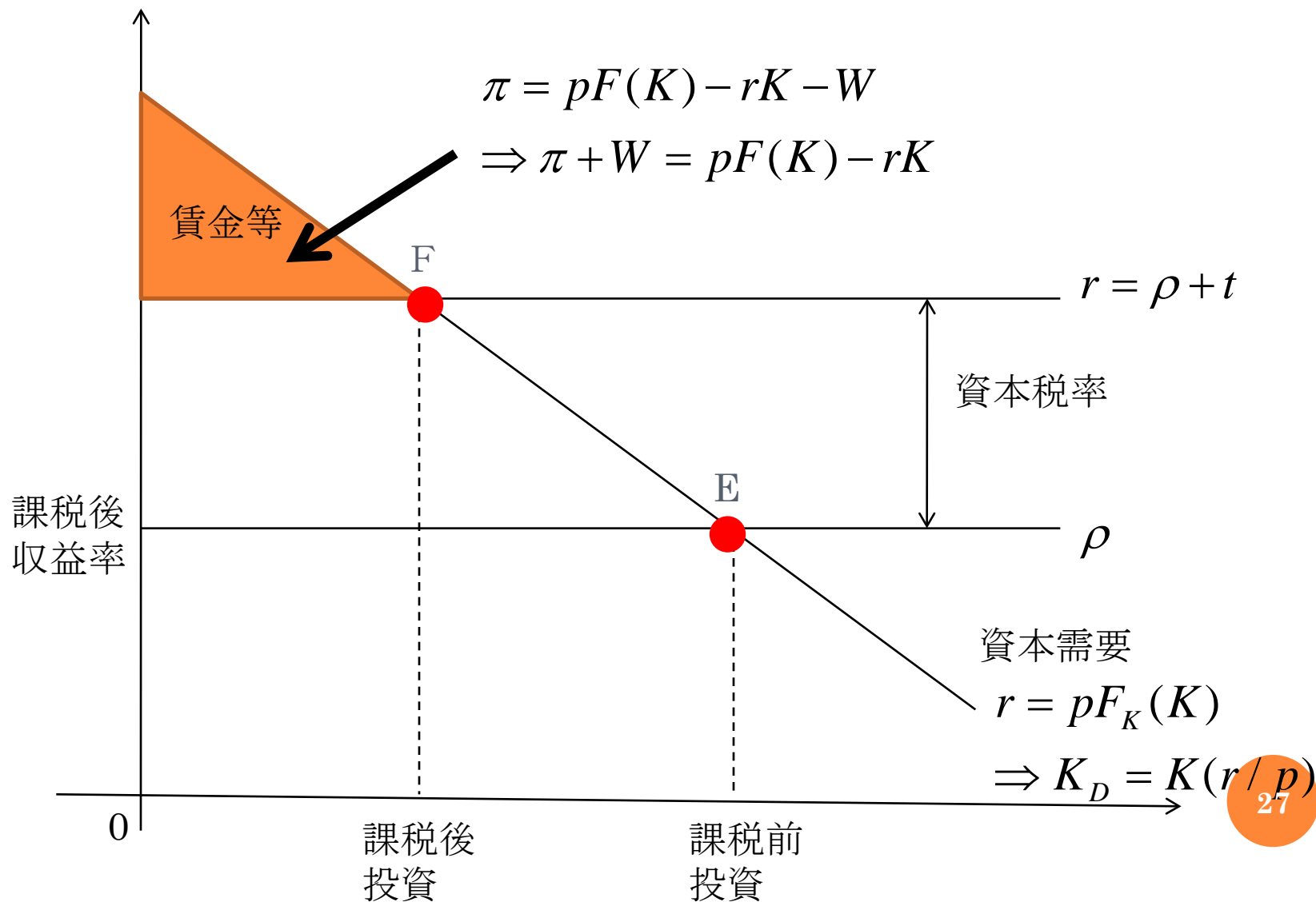
法人課税



グローバル化と法人税



グローバル化と法人税(その2)



理念と実態

- 美しい「理念」とそうでもない「実態」

理念		<ul style="list-style-type: none">・利益を上げている企業への課税・行政サービスからの受益への応分の負担
実態	政治的本音	「取り易いところから取る」
	経済的帰結	<ul style="list-style-type: none">➤ 税負担の「転嫁」➤ 課税ベースのかい離による税制の複雑化 投資の減少・国内の雇用の喪失・成長力の低下 ⇒ 課税の経済的コスト



参考：法人税の経済的帰結

		帰結
公共選択＝ 政策決定	税率(経済的実効税率)の 選択	国際的租税競争
私的選択 ＝民間の反応	経済的実効税率の部門 間・企業間格差	生産非効率性 (生産過程を歪める)
	資金調達の変み	借入(負債)に偏った資金調達 ⇒破産リスクの増加
	税負担の転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 製品価格の上昇 消費者負担 国際的競争力の低下 ➤ 雇用・賃金の減少 労働者負担 ➤ 投資収益率の低下 国内貯蓄を阻害・資金流出
	税の回避	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業・利益の流出 ➤ 租税回避

法人税の経済効果

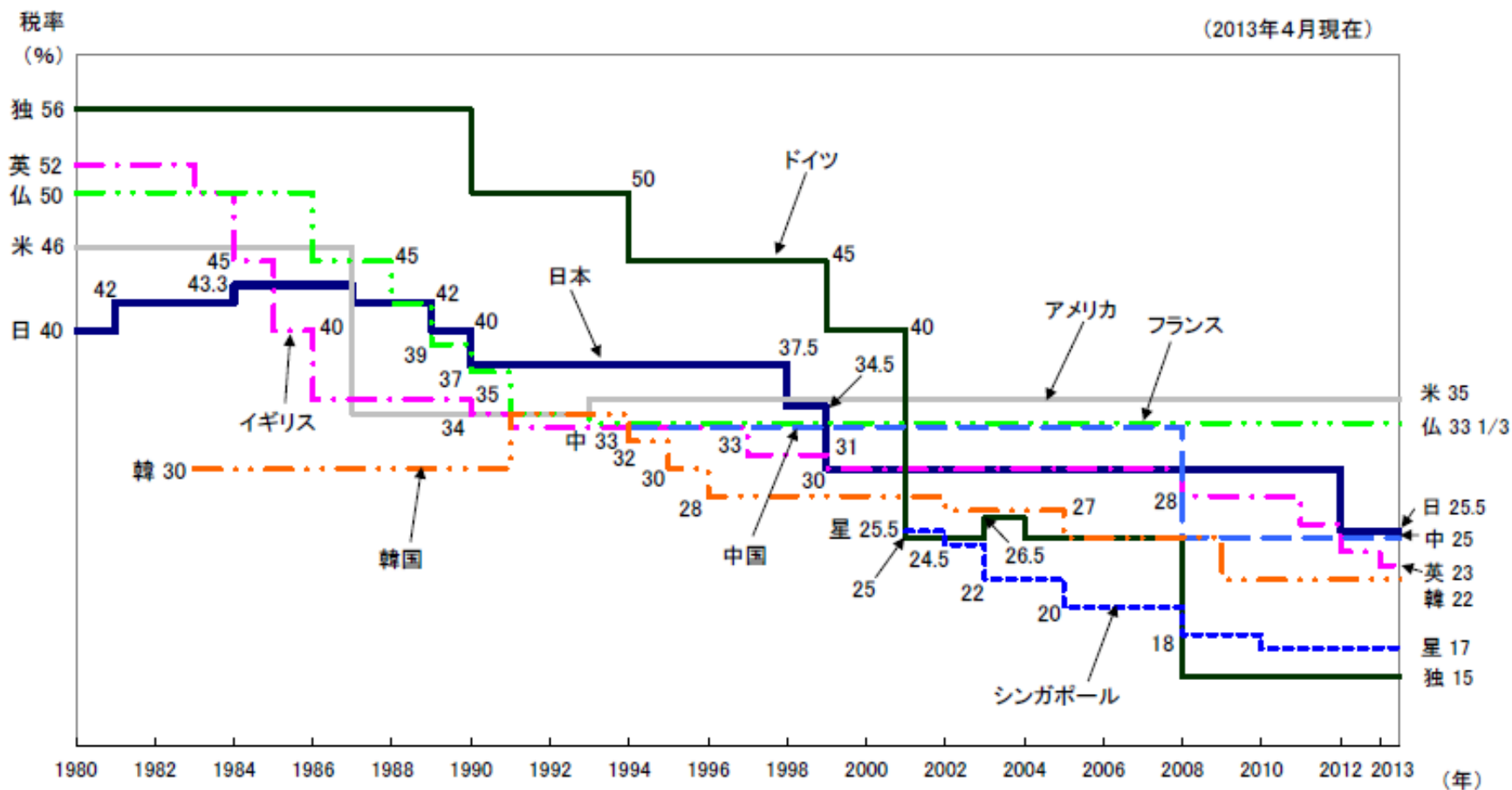
- 理論・実証面で法人税は他の税目に比して相対的に経済成長へのマイナス効果が大きい
- ◆ 実証分析(例)
 - Kneller , Bleaney and Norman (1999) Fiscal policy and growth: evidence from OECD countries, J Pub E
 - ✓ 分析: Barro成長回帰分析をベース
 - ✓ 法人税を含む所得課税等“歪みを与える税”の比重が高いほど成長率は低下
 - ✓ データ: OECD 22カ国パネル(1970–95)
 - Lee and Gordon (2005) Tax structure and economic growth, J Pub E
 - ✓ 法人税は経済成長にマイナス効果を及ぼす
 - ✓ データ=途上国を含むパネル(1970–1997)
 - J.Arnold (2008) Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? OECD
 - ✓ 法人課税から消費課税へのシフト(税込中立)は経済成長を高める
 - ✓ データ=21 OECD 諸国パネル(1971-2004)

諸外国の法人税改革

何故法人税率の引き下げか？

- 対外的要因＝経済のグローバル化
 - 国際的租税競争への対応
 - 国内立地企業の国際的競争力の確保
 - ✓ 法人税は競争力を阻害？＝税負担が製品価格に転嫁
- 対内的要因＝成長力の促進
 - 通念＝法人税減税は既存の(大)企業優遇
 - 経済的視点＝新興企業の活性化・新規事業の促進
 - ✓ 競争条件の均一化＝部門間・企業間の経済的実効税率の格差是正
 - 留意：新しい資本(新規投資・事業)と古い資本(既存事業)の区別
- 法人税減税は景気対策ではなく、成長戦略
 - 景気対策＝時限付き措置
 - 成長戦略＝「将来」に渡る投資収益率の向上⇒投資・起業の促進

主要国の法人税率(基本税率)の推移



出所: 政府税制調査会

EMPIRICAL EVIDENCE OF TAX COMPETITION

- Devereux et al(2008) "Do countries compete over corporate tax rates?," Journal of Public Economics 92 (2008) 1210–1235

Data	Estimation method	Estimated sign that is statistically significant	Implication
OECD 21 countries (1982–1999)	Instrumental variables	$\beta_1 > 0$	Strategic response to other country's tax rates
		$\gamma_2 > 0$	

Statutory Tax rate $\tau_{i,t} = \beta_1 \bar{\tau}_{i,t} + \gamma_1 \bar{z}_{i,t} + \eta_1' X_{it} + \phi_{1i} + T_{1it} + \varepsilon_{1it}, \quad i = 1, \dots, n$ ← Countries

Marginal effective Tax rate $z_{i,t} = \beta_2 \bar{\tau}_{i,t} + \gamma_2 \bar{z}_{i,t} + \eta_2' X_{it} + \phi_{2i} + T_{2it} + \varepsilon_{2it}, \quad i = 1, \dots, n$

Weighted average of other Countries' tax rate

Country and time fixed effects

参考：経済的実効税率という考え方

- 法人税の負担を決めているのは表面税率だけではない

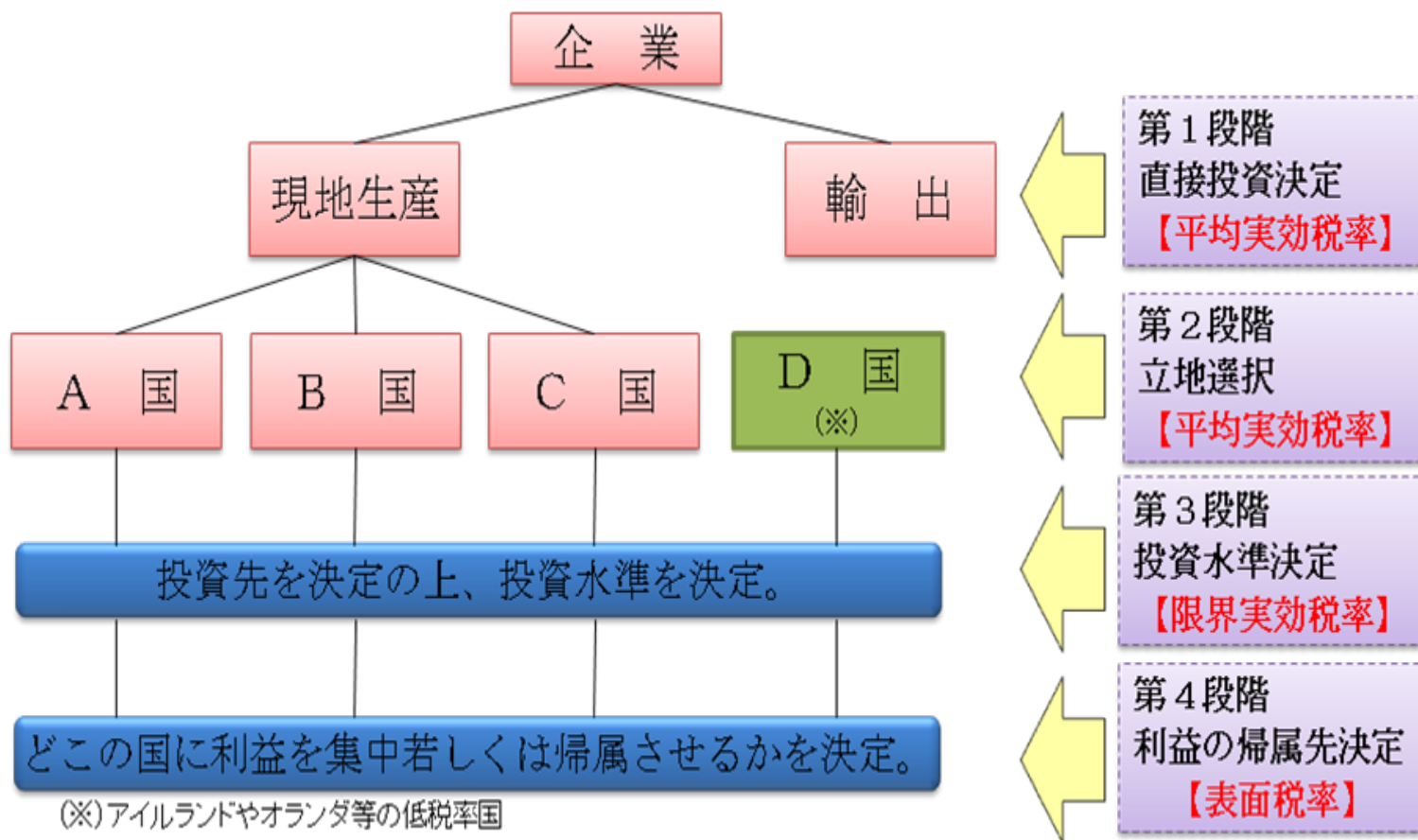
参考：三つの実効税率

- ✓ 法定(国税+地方税)
 - ✓ 「事後的」= 法人税額/ 企業所得 (=Aに相当)
 - ✓ **フォワードルッキング** = 新規投資・立地に係る法人税額を仮想的に算出
- 既存・新規企業の「誘因」(設備投資・立地、研究開発)に影響するのは経済的(フォワードルッキングの)実効税率
 = **税率を含む制度要因を集約**

決定要因		
経済的 実効税率	法定(表面)税率	
	課税ベースの算出	減価償却(≠経済的減価償却)
		配当・利子払いの課税上の扱い
		投資税額控除(租税特別措置)等
✓平均 ✓限界		

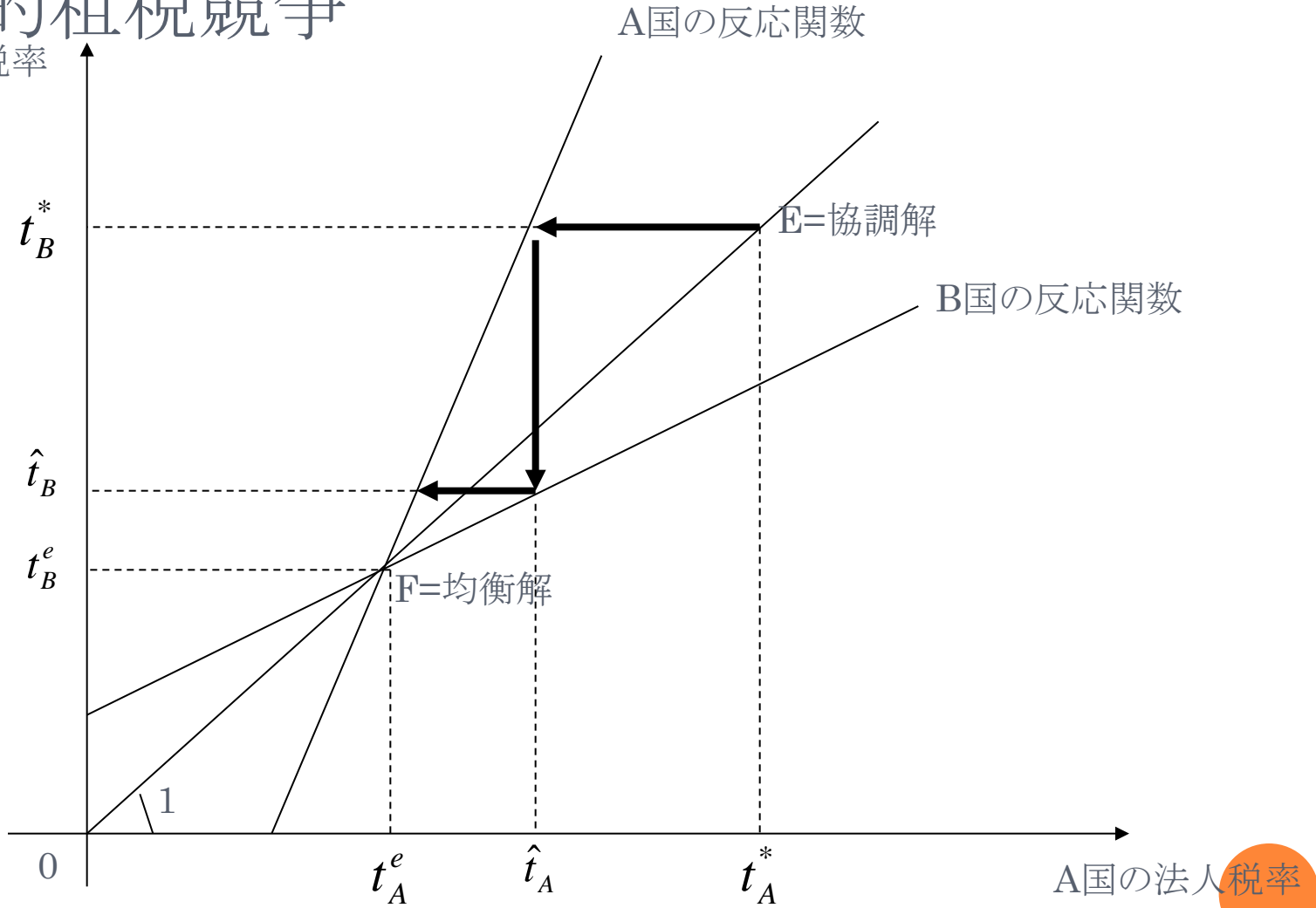
出所(例) : Devereux, M.P. and R.Griffith(2002) Evaluating tax policy for location decisions, International tax and public finance.

参考: 多国籍企業の意思決定とそれに影響を及ぼす法人税率



国際的租税競争

B国の法人税率



新しい資本と古い資本

	法人税率の軽減
古い資本	<ul style="list-style-type: none">• 企業の課税後キャッシュフローの増加 = 所得効果• Windfall gain = 再分配効果
新しい資本	将来投資からの課税後収益率の向上 = 価格効果 ⇒ 投資を喚起



- 法人税減税の狙いは新しい資本(=新規投資・立地)の誘因づけ

新しい資本と古い資本(その2)

恒久的法人税
(法定税率)の
引き下げ

新規投資の
余力増加
= 所得効果

企業の課税後キャッ
シュフローの増加
= 古い資本からの収
益の増加

将来

時間

現在

新規投資(新しい資
本)からの収益の増加

新規投資への
誘因(価格)効果



海外の税制改革

- ドイツ(2007～2009年)
 - 法人税率の引き下げと付加価値税の増税
 - 「付加価値税は輸出品が免税(ゼロ税率)であることからドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない」
 - 「薄く広く負担するものであり特定のグループに負担を負わせる税よりも理解が得やすい」(政府税制調査会海外調査報告)
 - 法人税の課税ベースの拡大措置
 - 法人所得の国外流出の防止＝支払利子の損金算入の制限・移転価格税制の執行強化
 - 営業税(地方税)の損金算入の廃止
 - 金融所得への分離課税(25%)の導入(2009年～)

近年の制度改革の流れ

- 法人税の法定税率の引き下げ・課税ベースの拡大
- タックスミックスの見直し＝所得課税から消費課税へのシフト
⇒ (法人) 所得課税から消費課税へ
- 所得税改革＝包括的所得税から二元的所得課税(分類課税)へ
 - 金融(資本)所得＝「逃げ足の速い所得」
- 新たな再分配手段の構築＝税と給付の一体化
 - 「給付付き」税額控除(米国・英国)
 - 所得控除から税額控除へ(オランダ)
- ✓ 所得税の最高税率を下げ一方、低所得(勤労)者への給付・税額控除を活用

海外の税制改革(その2)

□ オランダ(2001年・2007年)

- 所得税改革=ボックススタックスの創設(2001年)
 - ボックス1:勤労・事業、居住用住宅からの所得(33.65~52%の累進課税)
 - ボックス2:株式・出資金の大口所有者の持ち分所得(税率25% ⇒2008年11月の経済対策で20%に引き下げ)
 - ボックス3:資産性所得へのみなし収益課税(税率30%、みなし収益率4%)
 - ✓ 人的控除(所得控除7個)を税額控除(12個)の転換
- 法人課税改革(2007年)
 - 法人税率の引き下げ(29.6% ⇒25.5%)
 - 欠損金の繰越・繰戻しの制限
 - 自営業者についてボックス1の課税ベースを利益の90%

海外の税制改革(その3)

□ 英国

○ 法人税改革(2008年)

- 法人税率の引き下げ(30%⇒28%) と課税ベースの拡大(減価償却制度等の見直し)

○ 所得税改革

- 個人非課税貯蓄(**ISA**)の年間拠出限度額の引き上げ(貯蓄・投資ISA合わせて10,200ポンド)(2008年)
- 給付付き税額控除の①就労税額控除、②児童税額控除への再編(2006年)

○ 銀行税の創設(2011年)

- 課税ベース=銀行のバランスシート(負債・資産)
- ✓ Tier 1資本、保険付預金、繰延税金負債、レポ借入(国債により保証された借入)などは除外
- 税率=2013年1月から0.130%(長期負債0.065%)。

海外の税制改革(その4)

- フランス
- 社会保障財源の多様化⇒ **一般社会税**の創設(1991年)
- 社会保障財源の約3割(「政府税制調査会海外調査報告(2007)」)を確保
- 給与所得(7.5%)のほか、年金(6.6%)、資産性(金融)所得(8.2%)など「**ほとんど全ての収入を課税対象**」
⇒ 所得税よりも多くの税収
- ✓ 社会保障目的の付加価値税も検討(その後断念)
- **社会保障財源の「租税化**」= 社会保険料事業主(使用者)負担を抑制

海外の税制改革(その他)

アメリカ：レーガン第2次政権（1986年改正）

○ 公平、成長、簡素に向けた大統領税制改革提案（1985年）

「特定の投資形式に対する優遇措置によって民間の意思決定が覆えられ、税によって動機付けられた非経済的な活動が促進されている。（中略）本提案の主たる目的は、税法が民間の商業活動に与える影響を減少させることである。したがって、本提案は、法人税の課税ベースを拡大し、法人の課税所得に適用される法定税率を実質的に引き下げることを予定している。」

- 個人所得税率の引き下げと課税ベースの拡大（税収減）
- 法人税率の引き下げと租税特別措置の縮減等（税収増）

⇒全体として税収中立。

スウェーデン：カールソン政権（1991年改正）

○ 「公平、統一性、簡素、中立」な税制の構築

高い税率・狭い課税ベースが招く非中立性の是正により、個人・法人ともに横行していた租税裁定を防止し、公平かつ効率的な税制を構築することを目指した。

- 個人所得税率の引き下げと課税ベースの拡大（税収減）
- 法人税率の引き下げと準備金制度の縮小・棚卸資産評価に係る特例の廃止等（税収増）
- 諸間接税の付加価値税への統合（税収増）

⇒全体としてはほぼ税収中立。

法人税改革をめぐる誤解(？)

通念	経済学的理解
法人企業の7割は赤字法人で法人税を払っていないから、法人税減税は効果がない	✓ 税金の支払いが一部(全法人で3割)に偏った課税自体が問題(「広く薄い課税」に反する)
法人税を減税しても企業にとっては「棚ぼた」であり、内部留保を増やすだけ	✓ 法人税減税が新規投資に繋がるかどうかは現在の現金ではなく、「将来」の収益への見通しに依存(古い資本と新しい資本の区別) ✓ 法人税減税の恩恵は既存の大企業だけではなく、長期的には新興企業にも行き渡る(新興企業の育成がむしろ重要)
法人税減税をしても経済効果は定かではない	✓ 法人税が他の税目よりも経済成長にマイナス効果は高いとの実証分析はある(OECD等) ✓ 市場経済において企業が雇用・投資を拡大する「機会」を提供すること(市場メカニズムを阻害しない税制の構築)が重要



法人税のパラドックス



法人税のパラドックス

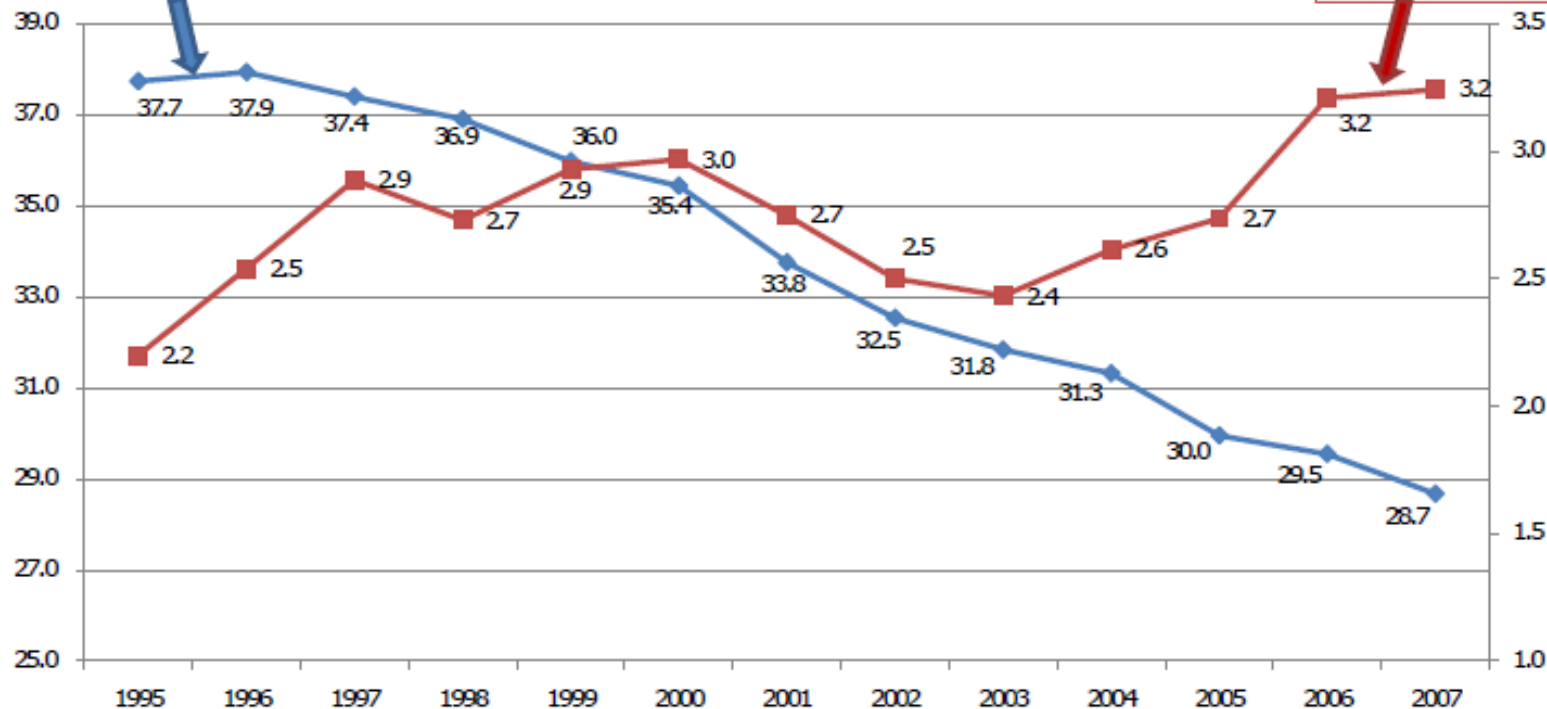
- 経済のグローバル化に伴い、ヒト・モノ・カネの国境を越えた自由な移動が進展
- 企業・資本(資金)の誘致を図って、90年代以降各国が競って法人税の法定税率を引き下げ⇒国際的租税競争が発生
- 経済理論＝グローバル経済において法人税(より広範には源泉地主義の資本課税)の存続は困難

出所: R. Gordon (1990) Can Capital Income Taxes Survive in an Open Economies? NBER

- 実証結果＝法定税率の引き下げにも関わらず、法人税収対GDP比は安定的に推移
⇒法人税のパラドックス

実効税率と名目GDPに占める法人税収のウエイト (対象: EU15カ国 1995年~2007年)

表面実効税率(%)



名目GDPに占める法人税収のウエイト(%)

(出典) OECD Revenue Statistics 及び IMF のデータから 1995 年 ~ 2007 年における EU15 カ国の 表面実効税率、税収額、名目 GDP 及び 実質 GDP 成長率を抽出し、経済産業省にて作成

出所: 経済産業省資料

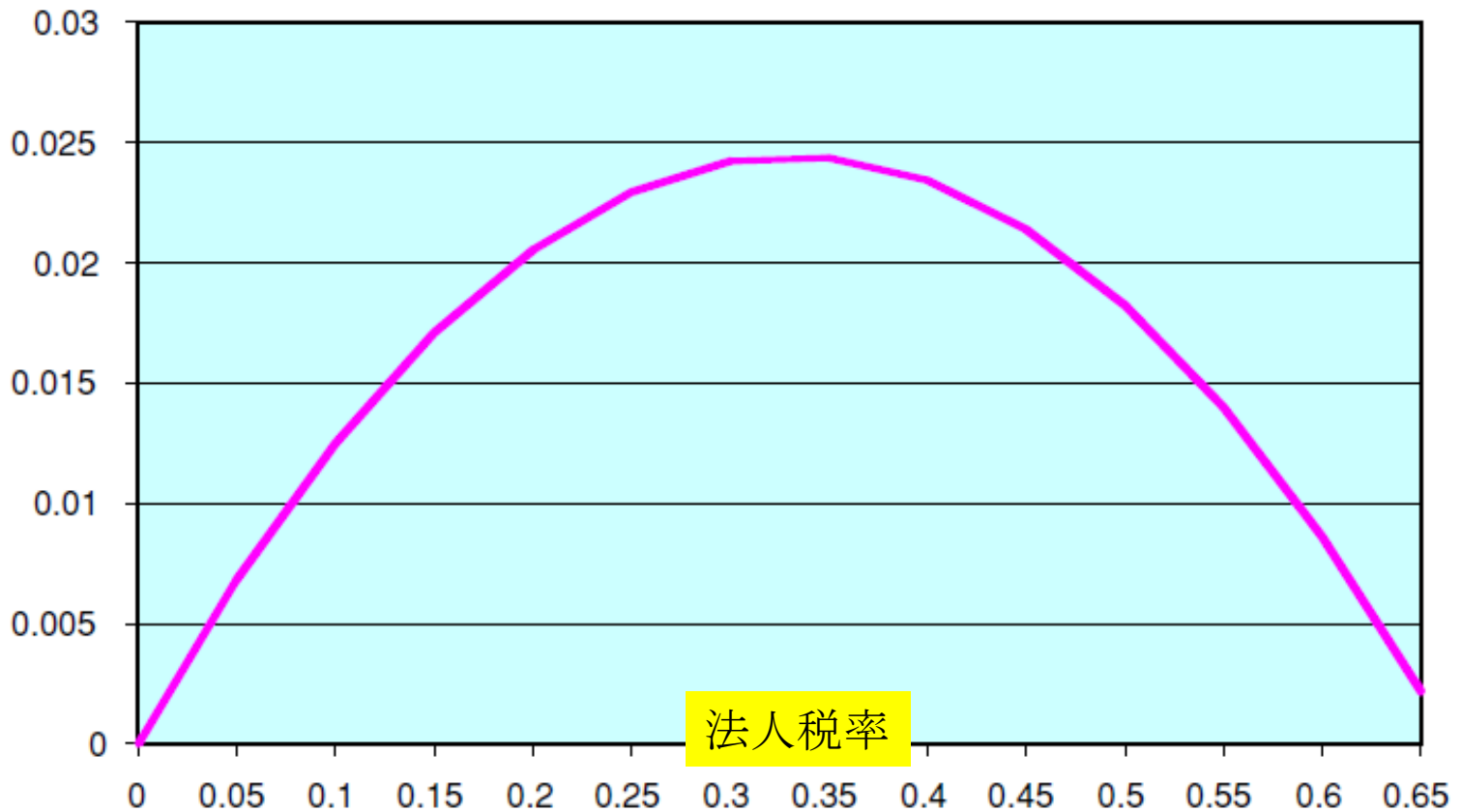
パラドックスの原因？

- パラドックスの原因としては①法人税減税の経済効果と②減税以外の経済要因が考えられる
- 法人税減税の経済効果
 - **ラフアーカーブ**的理解＝法人税の減税が経済活動(投資等)を喚起して法人利益を高め、減税の減収効果を相殺
 - 所得シフト要因＝所得税に比して、税負担が低くなった結果、事業者の「**法人成り**」を誘発
 - **課税ベース**の拡大＝法人税率の引き下げに合わせて、各国が課税ベースを拡大(租特の廃止、減価償却費控除の縮減等)
- 減税以外の経済効果
 - 90年代以降の経済構造の変化(金融部門の拡大等)が作用
 - 景気が良かっただけ？



参考：ラフファーカーブ

法人税
収対G
DP比



法人税率

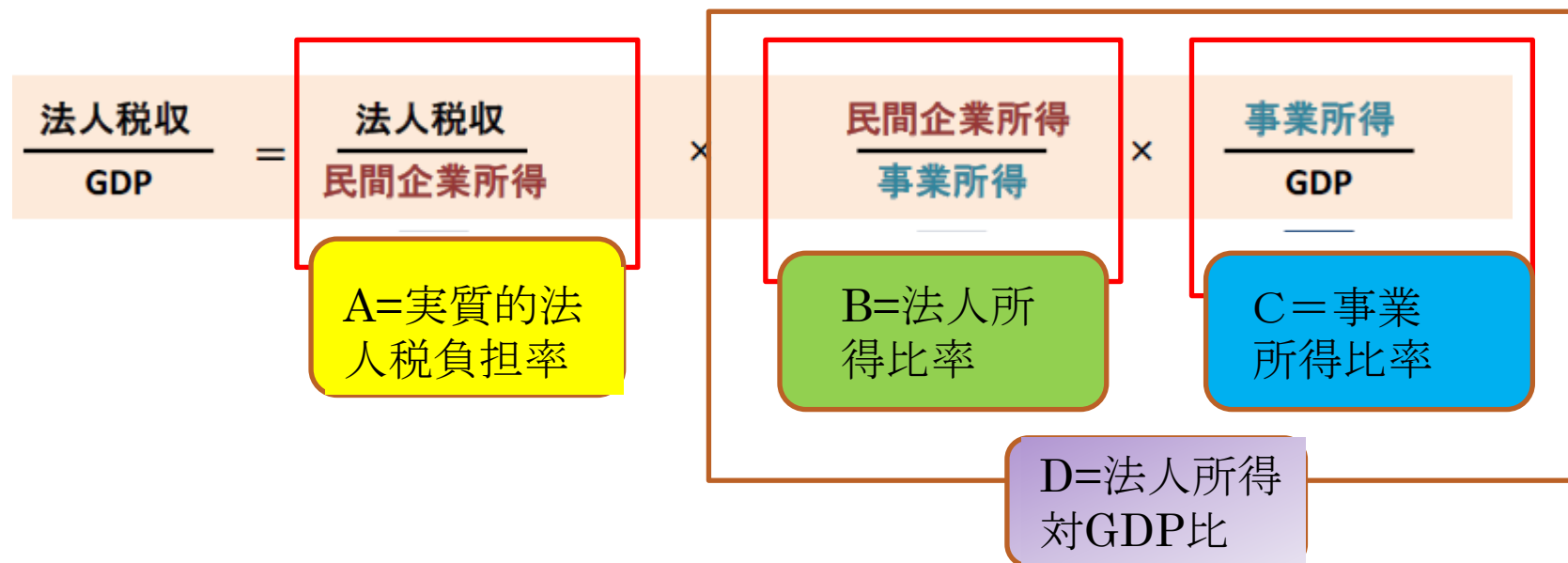
サンプル：OECD29か国(1979年～2002年)

出所：Clausing, K, A. Corporate tax revenues in OECD countries

Int Tax Public Finan (2007)

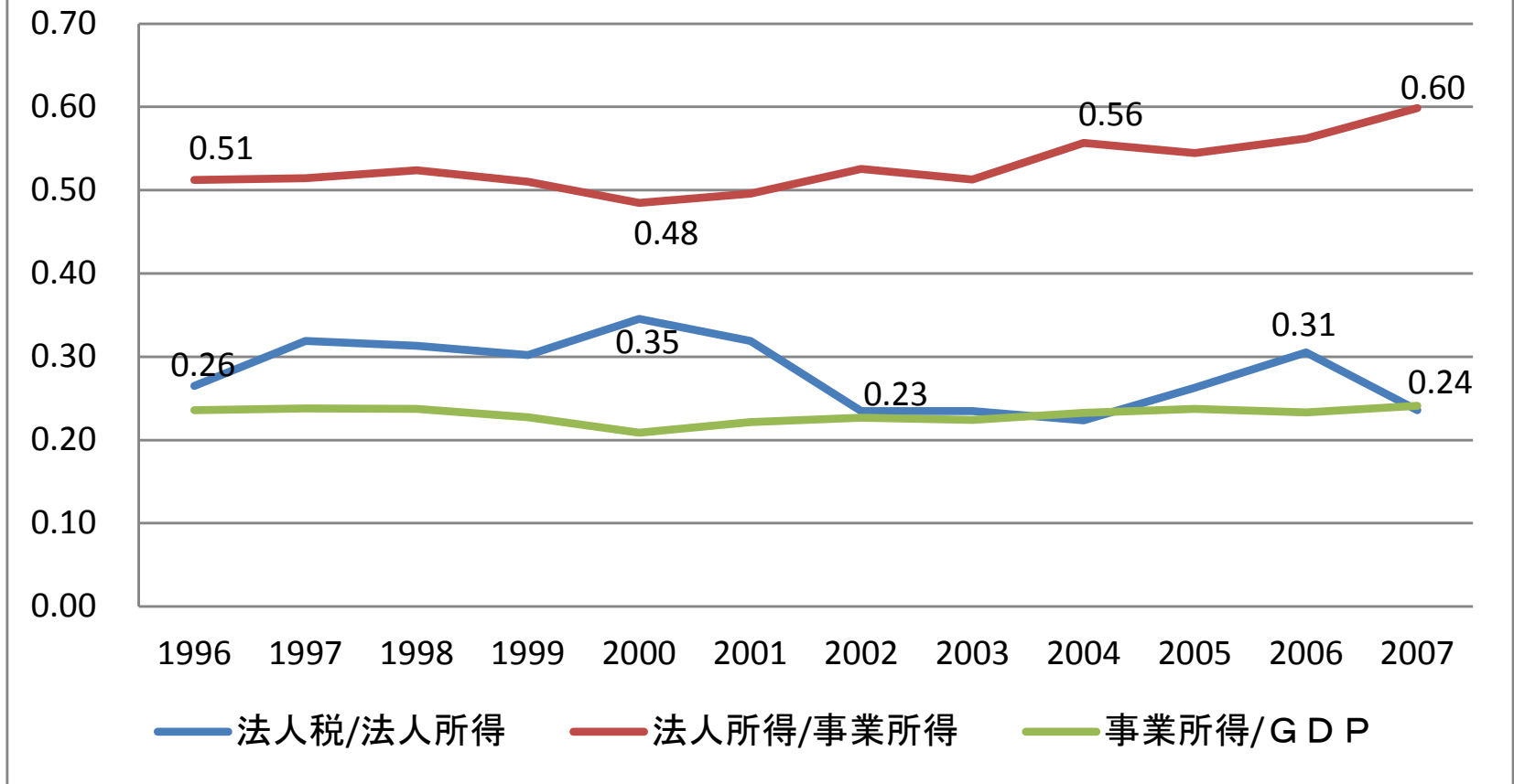


法人税収の決定要因



		決定要因
A=実質的法人税負担率		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法定税率 ✓ 課税ベースの大きさ
D=法人所得対GDP比	B=法人所得比率	「法人成り」する事業の比率
	C=事業所得比率	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生産要素(資本・労働)間所得分配 ✓ 新規起業(賃金所得→資本所得)

英国の場合



法定税率(%)

1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
33	31	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30

法人成り効果？

- 法人税の税率が(累進的)個人所得税に比して低下
⇒事業で法人の組織形態を取る方が有利になる
⇒法人税の減税は個人事業の法人化を促進=Bに相当？
- 所得シフト=個人事業所得から法人所得への転換(所得ラベルの変更)
- Sorensen,P.B(2007) Can Capital Income Taxes Survive? And should they? CESifo Economic Studies
 - 1981年から2003年までの法人税収(対GDP比率)をA,B,Cに区分
 - 実質的法人税率(=A)は大きく低下していない⇒税率の引き下げと合わせた課税ベースの拡大を各国で実施
 - 法人企業の比率(=B)の増加がパラドックスの要因
 - ①経済的要因=非法人の多い農業部門の比重低下等
 - ②租税要因=所得シフト⇒個人所得税から法人税への税収移転
 - ✓ ただし、計量的分析はない



法人成りを誘発？

- Mooji and Nicodeme(2007) “Corporate tax policy, entrepreneurship and incorporation in the EU” European Economy European commission
 - データ＝EU17カ国・60セクター（1997年～2003年）
 - ✓ 法人化比率＝法人雇用数÷操業企業雇用数など
 - ✓ 実証結果＝税率格差は法人化比率を有意に増加（弾力性＝1程度）
 - ✓ 新興企業より既存企業の中で法人成り効果が高い
⇒所得シフト効果が支配的（？）

➢ 回帰式

$$CORP = \beta_0 + \beta_1 (T_p - T_c) + X\beta_2 + \varepsilon$$

法人化比率

所得税と法人税の税率差

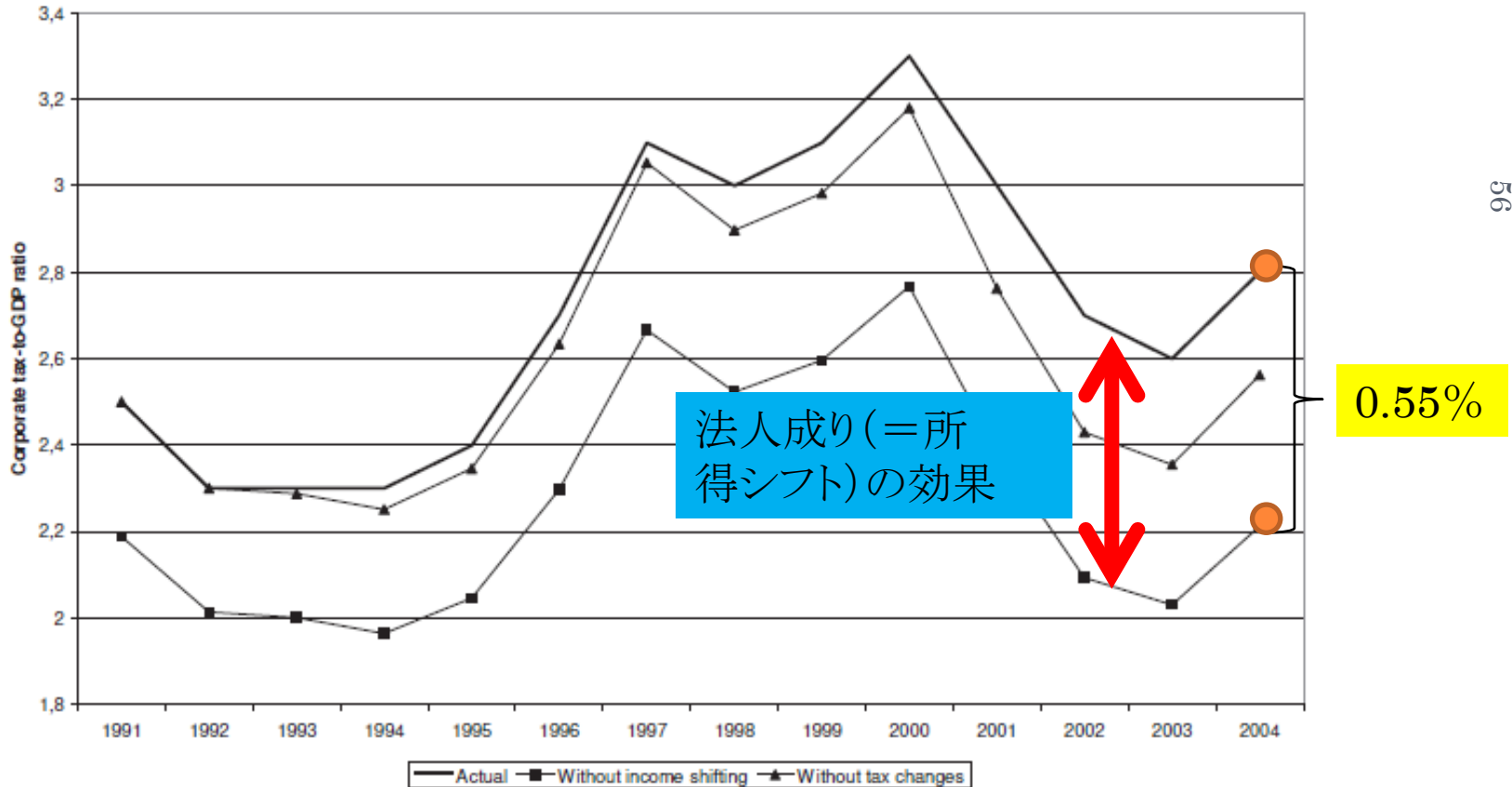
その他の説明変数

法人成りの「程度」を表すパラメータ

対比 指標	操業企業 に占める	新規企業 に占める
数		
雇用数		



法人税収対GDP比 (EU15カ国平均) 試算



Mooij and Nicodeme (2007) Corporate tax policy and incorporation in the EU, European Commission



二つの法人成り(法人化)

効果	性格	内容
所得シフト = 税収移転	ゼロ(マイナス)サム	既存事業主が課税上の優位から法人化 ✓ 経済活動の実態を伴わない
付加価値創出	プラスサム	既存・新興事業の法人化で組織の規模(雇用)拡大、新規事業の推進に繋がる



効果の識別・検証がなされているわけではない



起業に及ぼす効果

- 法人税が起業活動 (Entrepreneurship) の誘因に与える効果
 - 経済的帰結 = 新たな付加価値の創出
 - 財政的含意 = 労働所得から事業所得への転換 (労働者から企業家への転身による) ⇒ 効果Cに相当
- Mooij and Nicodeme (2007) “Corporate tax policy, entrepreneurship and incorporation in the EU” European Economy European commission
- 標準ケース: 法人税は新規企業の参入率 (Birth rate) に有意にマイナス効果
 - 規模別に分けると法人税のマイナス効果は有意になるのは従業員数1-4人 (起業時) のみ (規模の大きい起業では税以外の要因が作用)
 - 留意: 既存研究において起業と法人課税の因果関係は実証的には確定的ではない

➤ 回帰式

$$\text{Enter} = \alpha_0 + \alpha_1 T_P + \alpha_2 RIP + \alpha_3 T_C + X\alpha_4 + \varepsilon$$

操業企業に占める新規企業の比率

所得税率

↑
所得税の累進度

法人税率

起業 (新規参入) に与える効果を表すパラメータ

法人税以外の経済要因

- 英国の場合
 - 出所: Devereux, Griffith and Klemm (2004) Why has the UK corporation tax raised so much revenue? IFS
 - 税率の引き下げに関わらず、90年代法人税収(対GDP比)は安定的に推移＝法人税のパラドックスが観察
 - 3つの仮説を提示
 - ①法定税率の引き下げと課税ベースの拡大による効果
 - ②利益率の改善や他のマクロ経済的要因
 - ③経済に占める法人部門の拡大
- 分析結果
 - ✓ 平均実効税率は低下傾向
 - ⇒課税ベースの拡大だけで税収確保できたわけではない＝Aに相当
 - ✓ 法人部門が顕著に拡大
 - ⇒法人税収の拡大は**法人部門の利益拡大**によるところが大きい＝Dに相当
 - ✓ 部門別にみると**金融セクターの利益シェア拡大**が顕著



パラドックスの国家間比較

- Piotrowska, J. and W. Vanborren(2008), “The Corporate Income Tax Rate-Revenue Paradox: Evidence in the EU,” Taxation Papers, No.12.
- EU16か国(1995－2004年)における法人税のパラドックスの要因比較⇒総じて法人成り(=法人化(**corporatization**))が重要な要因と指摘

	国家間比較
A=法人税/法人所得	経済的実効(平均)税率の動きに対応 ⇒税率のほか課税ベースの拡大を反映
B=法人所得/事業所得	16か国中13か国で増加 うち英国等10か国で(法人化しない)自営業比率が低下⇒「法人成り」が顕著
C=事業所得/GDP	国によってトレンドに違い

パラドックスから何を学ぶか？

- 経済のグローバル化の中、理論的「予測」に反して法人税は生き残った(so far) = 法人税収対GDP比は比較的安定的に推移
 - 経済成長などマクロ経済要因
 - 「法人成り」等の税要因
- 課税ベースの拡大を含め各国は「生き残る」ための税制改革を実施してきた = 国際的租税競争への対応
 - 単純な①税率引き下げでも②税収中立でもない = 改革戦略
 - グローバル化に適った法人税の抜本改革を模索
 - ✓ 経済に優しい税制の構築(中立・簡素)
- 日本の法人税をグローバル経済(及び高齢社会)にどのように適用されていくかが問われている。

⇒日本の法人税は(このままで)生き残れるのか？

RATE CUT BASE BROADENING という考え方

- 何故、法人税率を下げて課税ベース(税額控除を含む)を拡大するのか？
- 法人税の構造改革＝国内外の競争条件の均一化
 - 国内＝産業間・部門間(例:製造業対サービス業)、既存企業・新興企業間の競争・投資機会に格差を与えない
 - ⇒特定部門・産業、経済活動を税制上、優位にする租税特別措置・加速度的減価償却の縮減
 - 国外＝国外立地企業との国際市場における競争条件を揃える
 - ⇒法定実効税率の引き下げ
- 平均的(経済的)実効税率の引き下げ＝本来、収益性の高い(競争力のある)企業・事業を税制によって不利にしない

経済的実効税率

- 新規投資(事業・立地)の伴う「将来的」法人税負担＝フォワードルッキング
- 限界実効税率
＝(課税後)採算ギリギリの投資にかかる税負担の増分
 - 研究開発税制等、政策税制は限界実効税率を法定税率以下に引き下げ⇒本来採算性ない事業まで支援の可能性
- 平均実効税率＝所定の収益率に対応した税負担
 - 法定税率＞限界税率であるとき、収益率の高い投資(事業)ほど平均実効税率は増加 ⇒収益率の高い投資への阻害要因

$$\text{平均実効税率} = Q * \text{法定税率} + (1 - Q) * \text{限界実効税率}$$

↑
投資の収益率に依存したウェイト
(収益率とともに増加)

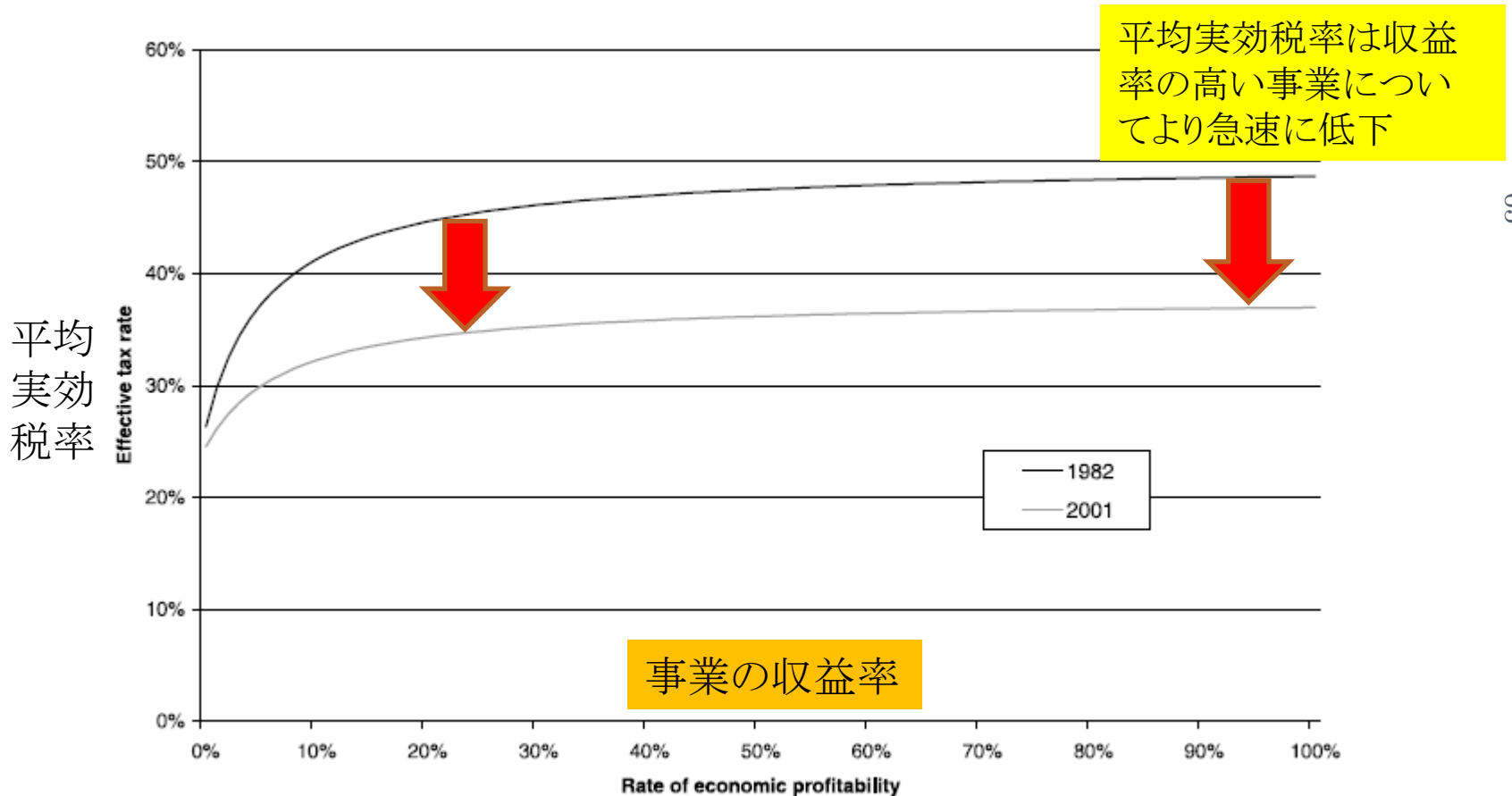
参考:英国の法人税改革(90年代)

事実認識(英国の場合)

- その1:1980年代から90年代にかけて①法定税率は低下
- その2:平均的に課税ベースは拡大、ただし、減価償却費控除の縮減効果はインフレの低下で緩和
- その3:実効限界税率は安定的、②平均実効税率は収益率の高い事業についてより急速に低下
- その4:法人税収の対GDP比は1965年以来安定的(=法人税のパラドックス)
- ①何故法定税率の引き下げか?
⇒利益移転(租税回避)の動向に対抗
- ②何故、平均実効税率の低下か?
⇒収益率の高い企業(特に多国籍企業)の誘致をターゲットにした誘致を図る
- 実証:収益率の高い企業の方が移動性(海外展開の比重)が高い

出所:Devereux, Griffith and Klemm (2002) Can international tax competition explain corporate income tax reform? Economic Policy

平均実効税率(英国)の低下



注:株式での資金調達による機械設備投資に係る平均的税率を仮想的に算出

出所:Devereux, Griffith and Klemm (2002)